

社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（銘柄情報に係る発行代理人からの通知）</p> <p>第 58 条の 6 一般債の発行者が新たに一般債を発行する場合には、発行者の発行代理人（以下この章において「発行代理人」という。）は、機構に対し、発行予定の一般債の銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）の通知を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容</u></p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>2 地方債に関する前項第 3 号の規定の適用については、同号中「<u>社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容</u>」とあるのは「地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 6 において読み替えて準用する会社法第 705 条第 1 項に規定する<u>地方債の募集又は管理の委託を受けた者の名称</u>」とする。</p> <p>3 投資法人債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法</p>	<p>（銘柄情報に係る発行代理人からの通知）</p> <p>第 58 条の 6 一般債の発行者が新たに一般債を発行する場合には、発行者の発行代理人（以下この章において「発行代理人」という。）は、機構に対し、発行予定の一般債の銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）の通知を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 社債管理者の名称</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>2 地方債に関する前項第 3 号の規定の適用については、同号中「<u>社債管理者</u>」とあるのは「地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 6 において読み替えて準用する会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 705 条第 1 項に規定する「<u>地方債の募集又は管理の委託を受けた者</u>」とする。</p> <p>3 投資法人債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法</p>

律第 139 条の 8 に規定する投資法人債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「同法第 139 条の 9 の 2 第 1 項に規定する投資法人債管理補助者」と、「会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2」とあるのは「同項」とする。

4 特定社債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「資産の流動化に関する法律第 126 条に規定する特定社債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「同法第 127 条の 2 第 1 項に規定する特定社債管理補助者」と、「会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2」とあるのは「同項」とする。

5 特別法人債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」とする。

6 外債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」とする。

7～9 （略）

律第 139 条の 8 に規定する投資法人債管理者」とする。

4 特定社債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「資産の流動化に関する法律第 126 条に規定する特定社債管理者」とする。

5 特別法人債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」とする。

6 外債に関する第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」とする。

7～9 （略）

2 附 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（社債等の内容の提供方法等）</p> <p>第 30 条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債（社債的受益権を除く。）について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容</u></p> <p>(5)～(28)（略）</p> <p>5 地方債に関する前項第 4 号及び第 14 号の規定の適用については、同項第 4 号中「<u>社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法第 714 条の 2 の規定による委託に係る契約の内容</u>」とあるのは「地方財政法第 5 条の 6 において読み替えて準用する会社法第 705 条第 1 項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者の名称」と、同項第 14 号中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第 5 条の 7 の規定により」とする。</p> <p>6 投資法人債に関する第 4 項第 4 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「投資法人債管理補助者」と、「会社法第 714</p>	<p>（社債等の内容の提供方法等）</p> <p>第 30 条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 機構が、規程第 69 条の規定により、一般債（社債的受益権を除く。）について提供する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 社債管理者の名称</p> <p>(5)～(28)（略）</p> <p>5 地方債に関する前項第 4 号及び第 14 号の規定の適用については、同項第 4 号中「<u>社債管理者</u>」とあるのは「地方財政法第 5 条の 6 において読み替えて準用する会社法第 705 条第 1 項に規定する地方債の募集又は管理の委託を受けた者」と、同項第 14 号中「会社が合同して」とあるのは「地方財政法第 5 条の 7 の規定により」とする。</p> <p>6 投資法人債に関する第 4 項第 4 号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「投資法人債管理者」とする。</p>

条の2」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第139条の9の2第1項」とする。

7 特定社債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」と、「社債管理補助者」とあるのは「特定社債管理補助者」と、「会社法第714条の2」とあるのは「資産の流動化に関する法律第127条の2第1項」とする。

8 特別法人債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法第714条の2の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」とする。

9 外債に関する第4項第4号、第14号、第15号及び第26号の規定の適用については、同項第4号中「社債管理者の名称又は社債管理補助者の氏名若しくは名称及び会社法第714条の2の規定による委託に係る契約の内容」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者の名称」と、同項第14号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第15号中「担保付社債信託法の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第26条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証券の表示」と、同項第26号中「会社法施行規則第2条第3項第17号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、信託財産

7 特定社債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「特定社債管理者」とする。

8 特別法人債に関する第4項第4号の規定の適用については、同号中「社債管理者」とあるのは「特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」とする。

9 外債に関する第4項第4号、第14号、第15号及び第26号の規定の適用については、同項第4号中「社債管理者」とあるのは「外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた者」と、同項第14号中「会社」とあるのは「発行者」と、同項第15号中「担保付社債信託法の規定により物上担保」とあるのは「担保」と、「同法第26条各号に掲げる事項」とあるのは「当該担保に係る信託契約の受託会社の商号及び当該担保に係る信託証券の表示」と、同項第26号中「会社法施行規則第2条第3項第17号に規定する信託社債」とあるのは「信託の受託者が発行する外債であって、信託財産のために発行するもの」とする。

のために発行するもの」とする。

10・11 (略)

10・11 (略)

2 附 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。